

滋賀県私立高等学校等奨学のための給付金実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、低所得世帯の高校生等の保護者等に対して、予算の範囲内で奨学のための給付金（以下「給付金」という。）を支給し、もって授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象校 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）および高等学校等専攻科（特別支援学校の専攻科を除く。）のうち、国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人および国立大学法人を含む。）および地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）以外のものが設置する高等学校等をいう。
- (2) 高校生等 法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者（平成26年3月31日以前から引き続き高等学校等に在学する者を除く。）、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）による補助事業（以下「学び直しへの支援」という。）の対象となる者、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定。以下、「専攻科支援金交付要綱」という。）または国の設置する高等学校等にかかる高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定。以下「国」の設置する高等学校等にかかる専攻科支援金交付要綱」という。）に規定する補助要件を満たす者（特別支援学校の専攻科の生徒を除く。）。
- (3) 保護者等 法第3条第2項第3号に規定する保護者等であって、滋賀県内に住所を有するものをいう。ただし、専攻科に通う生徒については、専攻科支援金交付要綱第3条第1項第4号または国の設置する高等学校等にかかる専攻科支援金交付要綱第3条第1項第4号に規定する保護者等であって、滋賀県内に住所を有するものをいう。
- (4) 基準日 知事が別に定める日。

(受給資格)

第3条 給付金は、基準日において対象校に在学する高校生等の保護者等であって、次の各号のいずれかに該当するものに支給する。

- (1) 基準日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われる世帯に属する者
 - (2) 道府県民税所得割（確認を要する年度の地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第2号に掲げる所得割（第50条の2から10によるものを除く。）をいう。）および市町村民税所得割（同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（第328条の規定によるものを除く。）をいう。）が課されない者（保護者等が2人以上いるときは、その全員。保護者等が当該地方税の賦課期日において同法の施行地に住所を有する者に限る。）
 - (3) 別に定める家計急変に該当する場合において、保護者等全員の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる者
- 2 支給回数は一人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回。高等学校等専攻科に通う生徒は通算2回（高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回。））を上限とする。ただし、学び直しへの支援の補助対象となる者につ

いっては、この回数に加えて1回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大2回まで）支給することができる。

- 3 給付金は、第一項各号に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。
- (1) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる者であつて、見学旅行費または特別育成費が措置されている高校生等（母子生活支援施設の高校生等を除く。）の保護者等であるもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、給付金（滋賀県および他の都道府県による同種の事業によるものを含む。）の支給において前項に規定する上限回数を超える者

（支給額等）

第4条 給付金の支給額は、別表に定めるとおりとする。

（支給申請）

第5条 給付金の支給を受けようとする者は、奨学のための給付金認定申請書兼支給申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、原則として在学する学校を通じて知事に申請しなければならない。

- (1) 第3条第1号に該当する者であるときは、福祉事務所等の発行する生活保護受給証明書または生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（別記様式第2号）
- (2) 第3条第2号または第3号に該当する者であるときは、確認を要する年度における保護者等全員の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の課税額等が証明できる書類（課税証明書・非課税証明書または個人番号カードの写し等）、家計急変の場合においては、その発生事由を証明する書類および保護者等の家計急変前後の収入を確認できる書類
- (3) 基準日現在において、保護者等の全員が滋賀県に住所を有していることが確認できる住民票（写し可。課税証明書の発行者が滋賀県内の市町の場合等は省略可。）
- (4) 基準日において、保護者等が当該支給申請の対象となる高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹を扶養しているときにあっては、その事実を確認できる健康保険証の写し
- (5) 前号に規定する健康保険証の写しで、基準日における扶養の状況が確認できないときには、扶養申立書（別記様式第3号）
- (6) 基準日において、当該支給申請の対象となる高校生等以外に保護者等が扶養している通信制課程に在学する兄弟姉妹がいるときにあっては、当該兄弟姉妹の在学証明書（別記様式第4号）
- (7) 口座振込依頼書（別記様式第5号）
- (8) その他知事が必要と認める書類

（支給の決定等）

第6条 知事は、前条の規定により支給申請があったときは、その内容を審査し、給付金の支給の適否を決定し、当該支給申請をした者に通知するものとする。

（給付金の支給）

第7条 知事は、前条の規定により給付金の支給を決定した場合は、速やかに当該支給を決定した者に対し給付金の支給を行うものとする。

(代理受領)

第8条 申請者が代理受領について高校生等の在学する学校へ委任し、当該学校が受任した場合は、前条の給付金の支給は、当該対象校を設置する者（以下「対象校設置者」という。）を行うものとする。

2 対象校設置者は、給付金の支給の決定の時点で保護者等から徴収する学校徴収金（授業料債権を除く。以下、この条において同じ。）に未納があるときであって、当該保護者等から委任があるときは、当該給付金を当該保護者等の学校徴収金に係る債権の弁済に充当することができる。

3 対象校設置者は、前項の規定により給付金を当該保護者等の学校徴収金に係る債権の弁済に充当した後、残額が生じた場合は、その全額を保護者等に支払うものとする。

(帳簿の整備および書類の保存)

第9条 対象校設置者は、給付金に係る経理を明らかにする帳簿を備え、かつ、証拠書類を整備して、給付金を支給した日の属する年度終了後5年間保存しなければならない。

(支給決定の取消し)

第10条 知事は、給付金の支給を受けた者が不正に給付金の支給を受けたと認めるときは、第6条の規定による給付金の支給の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(給付金の返還)

第11条 知事は、前条の規定により給付金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に給付金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 保護者等は、前項の規定により既に支給を受けた給付金の返還を命ぜられたときは、同項の期限までに当該給付金を返還しなければならない。

(延滞金)

第12条 保護者等は、前条の規定により給付金の返還を命ぜられ、これを納付期限までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額について年10.75パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 知事は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、保護者等の申請により延滞金の全部または一部を免除することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年6月22日改正）

この要綱は、平成27年6月22日から施行し、平成27年度の給付金から適用する。

付 則（平成28年6月28日改正）

この要綱は、平成28年6月28日から施行し、平成28年度の給付金から適用する。

付 則（平成 29 年 6 月 19 日改正）

この要綱は、平成 29 年 6 月 19 日から施行し、平成 29 年度の給付金から適用する。

付 則（平成 30 年 7 月 1 日改正）

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行し、平成 30 年度の給付金から適用する。

付則（令和元年 6 月 20 日改正）

この要綱は、令和元年 6 月 20 日から施行し、令和元年度の給付金から適用する。

付則（令和 2 年 6 月 1 日改正）

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行し、令和 2 年度の給付金から適用する。

付則（令和 2 年 7 月 16 日改正）

第 1 条 この要綱は、令和 2 年 7 月 16 日から施行し、令和 2 年度の給付金から適用する。

第 2 条 令和 2 年度においては、別表「第 3 条第 1 項第 2 号または第 3 号に該当する者」の支給額にオンライン学習に係る通信費相当額として年額 10,000 円（月額に換算する場合は 1,000 円（6 月～翌年 3 月の 10 月））を追加支給することができる。

2 前項の追加支給は、オンライン学習に係る通信費への特例的支援であることから、通信費に係る契約書の写しまたは誓約書等により受給者に使途の確認を行うこととし、当該経費に確実に活用されることが確認できない場合は追加支給を行わない。

付則（令和 3 年 3 月 12 日改正）

第 1 条 この要綱は、令和 3 年 3 月 12 日から施行し、令和 2 年度の給付金から適用する。

第 2 条 令和 2 年度においては、別表「第 3 条第 1 項第 2 号または第 3 号に該当する者」の支給額にそれぞれ次の各号のとおり上乗せ支給を行う（別に定める新入生に対する一部早期給付のみに該当する場合を除く）。

- | | |
|-------------------------------|-----------------|
| (1) 高校生等が全日制課程または定時制課程に在学するとき | |
| 103,500 円の区分で決定を受けた者 | 上乗せ支給額 26,100 円 |
| 138,000 円の区分で決定を受けた者 | 上乗せ支給額 12,000 円 |
| (2) 高校生等が通信制課程に在学するとき | |
| 38,100 円の区分で決定を受けた者 | 上乗せ支給額 12,000 円 |
| (3) 高校生等が専攻科に在学するとき | |
| 38,100 円の区分で決定を受けた者 | 上乗せ支給額 12,000 円 |

2 前項の上乗せ支給は、第 3 条第 1 項第 3 号の家計急変の場合においても定額とする。

第 3 条 前条の規定による上乗せ支給は、令和 2 年度の給付金の支給額を増額するものであり、対象者は既に決定されているものであることから、対象者に新たな申請等の手続きを求めるものでなく、また、決定額についても改めて個別の通知は行わないものとする。

付則（令和 3 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の給付金から適用する。

別表

区分	支給額(高校生等が全日制課程または定時制課程に在学するとき)	支給額(高校生等が通信制課程に在学するとき)	支給額(高校生等が専攻科に在学するとき)
第3条第1項 第1号に該当する者	52,600円	52,600円	—
第3条第1項 第2号または 第3号に該当する者	129,600円 (次の各号に掲げる者にあっては、150,000円) (1) 基準日において、高校生等の保護者等に扶養されている2人目以降の高校生等(第3号に掲げる者を除く。) (2) 保護者等に扶養されている高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等(第3号に掲げる者を除く。) (3) 保護者等に扶養されている通信制の高等学校等または高等学校もしくは中等教育学校の後期課程の専攻科に在学する高校生等を兄弟姉妹にもつ高校生等	50,100円	50,100円

(注)早期給付を行う場合、4月から6月相当額は本表の区分に応じた支給額に4分の1を乗じた額(1円未満の端数切り捨て)とする。また早期給付を行った者の7月から翌年3月相当額は、本表の区分に応じた支給額から4月から6月相当額を差し引いた額とする。ただし、4月から6月相当額が、7月1日現在の状況に応じた支給額(年額)を上回る場合は、4月から6月相当額を年額とする。

(注)家計急変世帯においては、申請する年度の7月1日までに家計が急変したことによる申請の場合は、本表の区分に応じた支給額、7月2日以降に家計が急変したことによる申請の場合は、本表の区分に応じた支給額に申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額(1円未満の端数切り捨て)とする。